

中部浄化センター脱硫塔脱硫剤交換業務委託（単価契約）仕様書

この仕様書は、中部浄化センター内にある脱硫塔（3基）の脱硫剤納入及び交換業務並びに使用済み脱硫剤の引き取りに関するものである。

- 1 委託業務名 中部浄化センター脱硫塔脱硫剤交換業務委託（単価契約）
- 2 履行場所 熊本市西区蓮台寺5丁目7番2号
- 3 履行期間 契約締結日から令和7年（2025年）3月21日まで

（業務内容）

1 新脱硫剤の納入

(1) 新脱硫剤の仕様は下表のとおりとする。

形状	円柱状押出成形品
サイズ	直径 10～13mm
	長さ 10～30mm
充填密度	0.85±0.1 kg/L
圧潰強度	8 kg/ピース以上
Fe ₂ O ₃ 含有率	40～50%
H ₂ S吸着量	300 mg/g以上

(2) 新脱硫剤の納入量は下表のとおりとする。

納入量（1基/回当たり）	年間交換回数（延べ）	納入見込み数量
約 2,700Kg	3回	約 8,100kg

- ① 計量証明を添付すること。
- ② 脱硫剤の交換日程については、監督員と協議し日程の調整を行うこと。

2 脱硫剤の交換作業

- (1) 既設脱硫剤の抜き取り作業前に、脱硫塔内の窒素ガス置換を行い、可燃性ガスが爆発下限値以下であることを確認した後に交換作業を行うこと。
- (2) 交換作業は、既設脱硫剤を脱硫塔から専用コンテナ（中部浄化センター所有）に抜き出し、専用の吸引車に積込後、新しい脱硫剤を投入する。
- (3) 交換作業時の洗浄水、電動ホイストは、中部浄化センター所有のものを使用することができる。
- (4) 注意事項
 - ① 脱硫塔は交換作業を行うものを除き、1基は常時使用中であるため、処理機能に支障を及ぼさないよう監督員に確認のうえ作業を実施すること。
 - ② 交換作業に際し既存建築物、機器、配管、電線路等に対して損害を与えないよう十分な対策を施すこと。万一、損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、補修、復旧を行うこと。
 - ③ 硫化水素等有毒ガスの発生場所であるため、作業時はバルブの開閉の確認や十分な換気および安全防具の装着、転落防止等、災害防止に努めること。
 - ④ 受託者は労働安全衛生法第14条及び労働安全衛生規則第16条第1項の規定により、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。

- ⑤ 可燃性ガス等発生場所である為、必ず作業前に作業主任者による「危険予知対策」を行った後に、十分な換気や酸欠防止、火気厳禁等を作業者等に周知徹底させると共に災害防止の措置を講じること。
- ⑥ 使用済み脱硫剤は水分が蒸発した状態で外気に触れると発熱後、発火に至ることがあるので、加水をする等して発火しないよう充分注意すること。
- ⑦ 交換作業中に事故、トラブル等発生した場合は、直ちに監督員に連絡し、受託者の責任において処理すること。
- ⑧ 交換完了後は後片付け及び清掃を行うこと。

3 使用済み脱硫剤の引き取り

- (1) 使用済み脱硫剤は受託者の責任において全量引き取ること。
- (2) 引き取りには専用の吸引車を使用すること。
- (3) 一時的であっても仮置きすることは認められないため、事前に監督員と協議を行い、作業が中断しないように準備等の対応を行うこと。
- (4) 積込完了後は、施設周辺の片付け及び清掃を行うこと。
- (5) 使用済み脱硫剤は水分が蒸発した状態で外気に触れると発熱後、発火に至ることがあるので、積込作業及び輸送には万全の注意を払うこと。
- (6) 引き取った使用済み脱硫剤は受託者の責任において処分すること。

4. その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項並びに疑義を生じた場合は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- (2) 開口部パッキンの劣化及び脱硫塔投入口付近で腐食によるタッチアップ等が必要な箇所については、監督員と協議のうえ対応を行うこと。
なお、材料については、委託者が支給するものとする。